

建設残土受入場



【概要】

名称 洋伸建設(株) 黒嶽事業所
所在地 広島県江田島市大柿町大原字黒嶽
許可番号 林地開発行為許可 江農水 第160号
連絡先 江田島市大柿町大原字黒嶽12302

洋伸建設(株) 黒嶽事業所

TEL 0823-57-7572

FAX 0823-57-0615



洋伸建設株式会社

〔 建設残土受入要領 〕

1. 受入場所

- 洋伸建設(株) 黒嶽事業所 広島県江田島市大柿町大原字黒嶽



2. 受入時間

- 7 : 3 0 から 1 6 : 0 0 まで

3. 休業日

- 土曜日、日曜日、祝祭日、夏季・年末年始休暇等

※ 搬入前に必ずお問い合わせ下さい。

4. 受入基準

- 受入れできる建設発生土
 - ① 第一種建設発生土(砂、礫及びこれらに準ずるもの)
 - ② 第二種建設発生土(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)
 - ③ 第三種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)
 - ④ 浚渫土 (状況により改良等別途費用が必要。下記、「7.搬入許可条件」①を確認下さい。)
 - ⑤ 岩塊については30cm以下

■ 受入れできない建設発生土

- ① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の廃棄物に該当するもの
- ② 「土壌汚染対策法」による汚染土

※ 以下の基準値に適合しないもの

| 特定有害物質の種類 | | 土壌溶出量基準 環境省告示18号 | 土壌含有量基準 環境省告示19号 |
|--|-------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 揮発性 第1種 特定 有機 化学 有害 物質 | クロロエチレン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること | — |
| | 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること | — |
| | 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること | — |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.1mg以下であること | — |
| | 1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること | — |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること | — |
| | ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること | — |
| | テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | — |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること | — |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること | — |
| | トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | — |
| | ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | — |
| | 重金属等 第2種 特定 有害 物質 | カドミウム及びその化合物 | 検液1Lにつき0.003mg以下であること |
| 六価クロム化合物 | | 検液1Lにつき0.05mg以下であること | 土壌1kgにつき250mg以下であること |
| シアン化合物 | | 検液中に検出されないこと | 土壌1kgにつき50mg以下であること |
| 水銀及びその化合物 | | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること | 土壌1kgにつき15mg以下であること |
| アルキル水銀 | | 検液中に検出されないこと | — |
| セレン及びその化合物 | | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| 鉛及びその化合物 | | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| 砒素及びその化合物 | | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| ふっ素及びその化合物 | | 検液1Lにつき0.8mg以下であること | 土壌1kgにつき4000mg以下であること |
| ほう素及びその化合物 | 検液1Lにつき1mg以下であること | 土壌1kgにつき4000mg以下であること | |
| 農薬等 第3種 特定 有害 物質 | シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること | — |
| | チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること | — |
| | チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること | — |
| | ポリ塩化ビフェニル (PCB) | 検液中に検出されないこと | — |
| | 有機りん化合物 | 検液中に検出されないこと | — |

- ③ 「ダイオキシン」 ※ 以下の基準値に適合しないもの (浚渫土に限る)

| | | |
|---------|----------------------|--------------|
| ダイオキシン類 | 検液 1 ℓ につき10pg-TEQ以下 | 水底土砂判定基準値 ※1 |
| | 150pg-TEQ/ g 以下 | 底質の基準値 ※2 |

※1 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」

※2 「ダイオキシン類対策特別措置法」

- ④ 産業廃棄物混入土
セメント塊・アスコン塊・木片・金属くず・塩ビ・瓦・プラスチックなど
- ⑤ 一般廃棄物混入土
ごみ・ビン・缶など
- ⑥ 悪臭を放つもの

5. 受入料金

2,500円/m³

6. 搬入手続

申請先

洋伸建設株式会社 黒嶽事業所

〒737-2213

江田島市大柿町大原字黒嶽12302

TEL 0823-57-7572

FAX 0823-57-0615

申請方法

所定の建設残土受入依頼書の作成をお願いします。

洋伸建設(株)ホームページ参照

7. 搬入許可条件

- ① 土質はダンプトラックで陸上運搬並びにブルドーザーで敷均し及び転圧が可能な状態にして搬入して下さい。
※特に浚渫土についてはご留意下さい。
- ② 搬入にあたっては、運搬経路沿いの住民・施設等の環境に配慮して下さい。
(積載物の飛散、流出、落下、騒音、振動等)
- ③ 搬入にあたっては、関係法令、規制を遵守し事故防止に努めて下さい。
- ④ 揚土時は、海中への土砂等脱落防止処置を行ってください。
- ⑤ 場内では、係員の指示に従って下さい。
- ⑥ 場内で搬入業者の過失による事故、損害等が生じた場合は、搬入業者の責任(費用)において、その損害の賠償して頂きます。
- ⑦ 搬入時、不相当と認められた場合は受入を中止し、持ち帰って頂きます。
(悪質な場合は搬入許可の取消を行います。)
- ⑧ 搬入後、受入可能な土砂以外の物が混入されていた場合は、搬入業者の責任(費用)において撤去して頂きます。
- ⑨ 受入れにかかる費用の支払いについては、当社の指定する支払条件に従って下さい。
- ⑩ その他、問題が発生した場合は関係者間において協議、解決する事とします。